年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 10件

静岡国民年金 事案 1381

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月及び平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月

② 昭和48年9月及び同年10月

③ 平成6年1月

私は、申立期間①については、共済組合から、また、申立期間②及び③については、厚生年金保険から、いずれも国民年金に切り替えなければならなかったことを当時から認識していたので、これら期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和46年3月に退職して実家に戻った後、申立人の母親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べており、その母親も同様に述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月に払い出されていることから、この頃、加入手続を行ったものと考えられ、申立期間①に係る国民年金への切替手続については、ほぼ適切に行われたことがうかがえる。

また、加入手続時点において、申立期間①の保険料は、市区町村で収納する現年度保険料ではなく過年度保険料となり、納付書により銀行や郵便局で納付することとなるところ、申立人の母親は、町内会の集金で納付した記憶が強いが、郵便局等で納付した可能性もあるとしており、その母親は、昭和40年11月に国民年金に任意加入し、以後60歳到達までの長期にわたり保険料の未納は無く、保険料の納付に対する意識が高かったこともうかがえることから、加入手続後に納付書が届いていれば、申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、同期間に係る国民年金被保険者資格は、オンライン記録上、平成7年10月12日の記録訂正により、遡って取得する処理が行われており、同処理が行われるまで、申立期間②は未加入期間であったことになり、保険料を納付することはできなかったとみられる上、同処理が行われた時点で、申立期間②の保険料は既に2年の時効を経過していたため、納付することはできなかったと考えられる。
- 3 申立期間③については、申立期間②と同様に、平成7年10月12日の記録訂正により遡って被保険者資格を取得する処理が行われた期間であるが、同処理時点では、申立期間③の保険料は時効到達前の過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

また、申立人の申立期間③の保険料を納付したとする申立人の妻は、納付書が届くと町役場内又は近所の銀行窓口で保険料を納付したとしており、当時、これら銀行窓口で過年度保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人の妻は、婚姻と同時に国民年金に任意加入して以降、自身の保険料を未納無く納付している上、数次にわたる申立人の国民年金と厚生年金保険との切替え及びこれに伴う自身の種別変更についてほぼ適切に手続を励行しており、国民年金に対する意識は高かったことがうかがえることから、納付書が発行されていれば、申立期間③の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年3月及び平成6年1月の国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店 における資格取得日に係る記録を昭和29年1月15日に、資格喪失日に係る記 録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが 必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店 における資格喪失日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、当該期間の標 準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月15日から同年3月1日まで

(A事業所B支店)

② 昭和32年10月31日から同年11月1日まで

(A事業所B支店)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間 ①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、 申立期間①及び②は転勤した際にできた空白期間であり、入社して以来、申 立期間①及び②も継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間① 及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びC事業所(A事業所が名称変更)の回答から判断すると、申立人は、申立期間①においてA事業所B支

店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の記憶及びC事業所の回答から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、 事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、 被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会に おいても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していない。これは、通常 の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格 の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期 間①に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申 立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②ついて、雇用保険の加入記録及びC事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所B支店に継続して勤務し(昭和32年11月1日にA事業所B支店からA事業所D支店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和32年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和32年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日及び当該事業所C支店における資格取得日を昭和43年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月10日から同年12月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間につい て厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間当時は、 同一企業内で転勤した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA事業所の保管するA事業所B支店と同事業所C支店の在籍が記録された社員名簿及びA事業所は、「申立人は、社員名簿の記録どおり、昭和43年11月15日に異動した。」と回答していることから、申立人は当該事業所に継続して勤務し(昭和43年11月15日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支店における昭和 43 年 12 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務 所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を 16 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月10日

② 平成19年4月10日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、各申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された全社員賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された全社員賞与集計表において確認できる賞与額から、16 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月21日から同年2月1日まで 申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得 たが、A事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和 49 年1月 21 日にA事業所本社から同事業所工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和49年2月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申 立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間当時は同一企業グループ内で転勤した時期であり、継続して勤務 していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社(A社が名称変更)が提出した申立人に係る年金関係資料から判断すると、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社B事業所から系列会社のD事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 5 月の A 社 B 事業所における申立人に係るオンライン記録から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 44 年 7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出

が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の 保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月16日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金記録の被保険者記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、同一企業内で転勤した時期であり、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社(A社が名称変更)から提出された申立人の人事記録及びC社の事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和45年3月16日にA社D事業所から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における 昭和 45 年 4 月のオンライン記録から、6 万 8,000 円とすることが妥当である。 なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否 かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C支社(現在はB事業所)における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間 について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当時は、同一企業内のA事業所C支社からA事業所本社に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の回答並びに雇用保険及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し(昭和 49 年4月1日にA事業所C支社から同事業所本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支社における昭和 49 年 2 月のオンライン記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和49年4月1日とすべきところ、同年3月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月21日から同年9月30日まで

② 昭和27年10月6日から30年12月25日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月半後の昭和 32 年2月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、3回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と 80円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立 期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。転勤に伴う空白であ り、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険 の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人と一緒にA社から同社B事業所に異動したと記憶する同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 37 年 4月1日にA社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における健康 保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 37 年 2 月の記録から 1 万 4,000 円とす ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年3月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡国民年金 事案 1382

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から平成2年1月まで

私が会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失した昭和 60 年 11 月に、母が私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、ずっと継続して母が私の国民年金保険料を納付してきているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和60年11月に、申立人の母が申立人の国民年金加入手続を行い、それ以降、その母が申立人の国民年金保険料を継続して納付していると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は平成4年3月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、加入手続を行い、昭和60年11月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記の加入手続時期を基準とすると、オンライン記録上、保険料が納付済みとされている平成2年2月以降は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であったところ、オンライン記録及び申立人が居住する市の被保険者名簿から、申立期間後の同年同月から3年3月までの保険料を4年5月15日に遡って納付したことが確認できるが、申立期間については既

に時効であったため、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、市の被保険者名簿でも、申立期間に係る保険料が納付されたことを示す記載は無く、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1383

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 55 年8月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から55年8月まで

私は、会社を退職した後、国民年金に任意加入し保険料を納付していたところ、付加保険料制度が始まったことを役場の窓口で知り、手続をして制度開始当初から付加保険料も合わせて納めてきたため、申立期間が定額保険料のみの納付とされ、付加保険料の納付事実が無いとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加年金制度ができたことを役場窓口で教えてもらい、昭和 45年 10月の制度開始当初から定額保険料に付加保険料も合わせて納付してきたはずであると述べているところ、付加年金制度が同年同月に所得比例年金制度として開始した当初は、地方税法等に規定する所得があることが確認できる者が対象とされ、申立期間当時、申立人はその夫の被扶養者であったと考えられることから、この制度の対象外であった可能性も否定できない上、申立人の所持する国民年金手帳には、所得比例保険料を納付する者となる申出があったことを示す記載は無い。

また、申立人が申立期間当時居住していた町の国民年金被保険者名簿には、申立人が所得比例被保険者の資格を取得した旨の記載は無い上、申立期間に係る保険料は定額保険料のみ納付されたことが記載されており、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録との齟齬も無い。

さらに、町の被保険者名簿から、申立人は口座振替によって保険料を納付していたことが確認できるところ、金融機関から提供を受けた申立人の夫名義の預金口座取引履歴(昭和51年3月から55年8月までの分)によれば、申立期間のうち、昭和51年度以降の期間に係る申立人の保険料は、3か月

ごとに、その当時の定額保険料3か月分のみが振り替えられていたことが確認でき、付加保険料が振り替えられていたことはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1384

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年1月まで

私は、妻と共に勤務先を退職後、国民年金の加入手続を妻の分も併せて行い、以降、私が設立した会社が厚生年金保険の新規適用を受けるまでの間、夫婦一緒に保険料を納めた。加入手続は役場で国民健康保険の加入手続と併せて行い、保険料も役場で現金納付したと記憶している。申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年に会社を退職した後、自身で会社を設立したが、当初は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、妻と一緒に町役場で国民健康保険に加入した際に併せて国民年金に加入したと述べているところ、申立人から提出された、当時の国民健康保険被保険者証の写しから、申立人が退職後に国民健康保険の加入手続を行ったことは確認できるが、国民年金と国民健康保険は別の制度であり、国民健康保険税を納付していたことをもって、必ずしも国民年金保険料を納付していたとは言えない。

また、申立人は、国民健康保険の加入手続の状況については、比較的具体的に記憶しているものの、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況についての記憶は曖昧であり、保険料の納付方法に係る記憶についても当時の町の保険料の徴収方法とは相違がみられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがい知ることは困難である。

さらに、申立人は昭和 35 年 10 月から国民年金被保険者資格を取得しており、同資格に係る国民年金手帳記号番号が 36 年 2 月に払い出されているが、同年 11 月に厚生年金保険被保険者となったことに伴い国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、別の同記号番号により国民年金被保険者資格を

再取得したこともうかがえない。

加えて、申立人は、夫婦の加入手続及び保険料納付を行ったと述べているが、申立人の妻も申立期間は、国民年金に未加入とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から40年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないと回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで、A事業所に継続勤務していたと思う。」と主張している。

しかし、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、 申立人は、昭和39年10月21日に被保険者資格を喪失後、同年11月30日に健 康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、申立期間当時においてA事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人が同僚と挙げた者を含む複数の者に照会したが、申立人の勤務期間及び退職日を確認することはできなかった。

さらに、商業登記簿謄本によりA事業所は解散したことが確認できること、申立期間当時の事業主は既に死亡していること、申立人の同僚が申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者であったとする者と連絡が取れないことから、申立人に係る勤務状況、厚生年金保険料控除の状況を確認できる証言及び資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月24日から8年10月1日まで

年金事務所に厚生年金加入記録のお知らせについて照会したところ、申立期間のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が減額訂正されていることが分かったので、申立期間における標準報酬月額を、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

B事業所(A事業所が名称変更)から提出された給与明細書兼賃金台帳に記入されている報酬の総額から、申立期間の一部について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のそれぞれを比べ認定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は低い額であることが確認できる。

また、B事業所は、「被保険者資格取得手続の際における見込みの報酬月額と、 実際の報酬月額が異なる場合、標準報酬月額資格取得時訂正の届出をしてい た。」、「標準報酬月額資格取得時訂正の届出をした場合、差額分の厚生年金保 険料は、当該届出以後支給する給与から控除する厚生年金保険料で相殺してい た。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A事業所の複数の同僚の標準報酬月額について資格取得時訂正が行われていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年12月1日まで

年金事務所にA事業所に勤務していた期間の標準報酬月額を照会したところ、申立期間について、実際に支給されていた給与総額より低い金額となっていた。申立期間当時、給与計算業務を担当しており、標準報酬月額が下がることは考えられないので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与総額に見合う適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A事業所の営業担当の役員であった申立人は、「当時、給与計算も担当しており、身に覚えのない低い標準報酬月額となっていることに納得がいかない。」と主張しているが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所の他の役員はオンライン記録によれば既に亡くなっていることが確認できる上、申立期間当時、社会保険事務担当者であったとされる申立人の妻は、「申立期間当時の書類は無く、当時の標準報酬月額の手続についても覚えていない。」と回答しており、申立期間における申立人の標準報酬月額が下げられている理由等を聴取することはできなかった。

さらに、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原 票及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げ られているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月頃から34年6月8日まで

(A事業所)

② 昭和35年6月頃から37年1月頃まで

(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所では、昭和34年6月8日に厚生年金保険の被保険者となっているが、32年10月頃から勤務していたと記憶しており、B事業所には、知人の紹介で入社しており、それぞれの事業所で勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言から、申立人が昭和 34 年 6 月 8 日より前から A 事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、A事業所は、昭和33年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 34 年6月8日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚は、

「自分は昭和 28 年頃に入社したが、当初、会社は厚生年金保険に加入していなかった。会社が厚生年金保険に加入してからは、社長の一存で従業員を健康保険、厚生年金保険に加入させており、自分の場合は 34 年6月になってから加入したのだと思う。」と証言しており、申立人が、自分が入社したときに既に勤務していたとする複数の元同僚のうちの一人も、当該被保険者名簿から、同年6月8日

に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所は、「当時の記録は残っておらず、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない。」と回答しており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が記憶するB事業所(現在は、C事業所)の元D 職の氏名及び事業所所在地は、当該事業所で勤務していたとする者の証言と合致 しており、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿及びオンライン記録によると、B事業所は、昭和 37 年1月 21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、元D職も、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は、昭和 37 年1月5日に別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、C事業所は、「当時の資料が残っていないため、申立人に係る厚生年金保険の届出について確認できなかった。」と回答しており、申立人のB事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料を得ることはできなかった。

なお、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年1月21日から同年6月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に在籍していた 期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間について、給与はA事業所を管理する「渉外労務管理事務所」から 支給され、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂 正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所属していたとするA事業所などの駐留軍施設に 勤務する日本人従業員については、国がその労務管理に当たっていたが、昭和 23 年から 24 年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」 を設立し、それ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務 を行っていた。

しかし、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付け保発第92号・厚生省保険局長通知)により、各地の渉外労務管理事務所は昭和24年4月1日以降、社会保険制度の適用事業所となったとされているところ、A事業所が所在するB県における、渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、オンライン記録により、いずれも昭和24年4月1日以降であることが確認できる。

また、申立人の妻は、「申立期間当時、私もA事業所に在籍していた。」と述べており、複数の同僚の氏名も挙げているが、オンライン記録によれば、申立人の妻及び当該同僚は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認する

ことができない。

さらに、申立期間について、A事業所の労務管理関係書類を引き継いでいるC 省D局に、申立人の在籍及び申立期間における厚生年金保険の適用、保険料の控 除の状況について照会したが、これらを確認できる関連資料及び証言を得ること はできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で確認できるA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間において、30万円から26万円に引き下げられているが、給与が下がった記憶はないので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間のうち、B事業所(A事業所が名称変更)から提出された昭和59年1月から同年4月までの給与データ(昭和58年12月から59年3月までに係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料)によれば、報酬の総額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、上述以外の期間について、申立人及びB事業所は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、B事業所は、「C厚生年金基金代行返上の際、厚生年金保険の記録と基金の記録について、期間及び標準報酬月額の突合作業を行い、双方の記録が完全に一致することを確認していることから、国の記録は間違っていないと考える。」と回答している。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、A事業所での厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日(昭和59年4月28日)に、第四種被保険者として被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を納付していることが確認できるところ、第

四種被保険者期間に係る標準報酬月額は、A事業所での昭和 59 年 3 月の標準報酬月額と同じ 26 万円であることが確認できる。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。 このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から63年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について 厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所B支店に8年間勤務していたと記憶しており、申立期間においても継続して勤務していたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂 正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる複数の者に照会したが、申立人の勤務期間及び退職時期を特定することができる証言を得ることはできなかった。

また、申立人に係る雇用保険の記録によれば、申立人はA事業所を昭和 62 年 3月31日に離職し、申立期間のうち同年4月27日から同年12月22日までの期間について、雇用保険の基本手当を受給したことが確認できる。

さらに、A事業所が加入しているC厚生年金基金に照会したところ、申立人の 当該厚生年金基金の加入員資格喪失日は昭和 62 年4月1日であるとの回答を得 た。

加えて、D市に照会したところ、申立人は昭和 62 年4月1日から国民健康保険に加入しているとの回答を得た。

なお、A事業所本社及びA事業所B営業所(B支店から名称変更)に照会した ところ、申立期間当時の資料は無いとしており、B営業所の当時の所長及び事務 担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況、厚生 年金保険料控除の状況を確認できる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月16日から52年まで

② 昭和57年から60年7月31日まで

申立期間について、国に記録されている標準報酬月額は、当時、自分が支給 されていた給与額より低額となっているので、当該給与額に見合う標準報酬月 額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、当時、住宅手当として3万2,000円、出向手当として3万円が支給されており、当該手当だけでも6万円以上支給されていたが、国に記録されている標準報酬月額は9万2,000円や11万円となっていると主張しており、また、申立期間②について、当時、基本給として30万円支給されていたが、国に記録されている標準報酬月額は24万円や22万円となっていると主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所の元事業主の親族は、「A事業所は既に無く、申立人に係る当時の資料も残されていない。また、当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に亡くなっていることから、当時の状況については確認ができない。」と回答している。

さらに、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人は、申立期間①及び②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月22日から34年10月1日まで

② 昭和35年7月15日から38年4月8日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。脱退手当金の請求はしたが、受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に係る事業所を退職する際、事業所から脱退手当金の説明を聞いて、脱退手当金の請求手続を行ったと述べている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年5月10日に氏名変更している記載が確認でき、申立期間の脱退手当金は同年6月10日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から同年7月10日まで

② 昭和31年9月1日から35年4月21日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、 脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申 立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金 保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年6月22日に支給決定されて いるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。